

『人権問題研究』

投稿規程（2022年2月16日改訂、4月1日施行）

1. (定義)『人権問題研究』(以下、本誌という。)は、大阪公立大学人権問題研究センターが発行するジャーナルである。
 2. (趣旨)本誌を発行する目的は、人権問題に関する研究論文、調査報告、本センターの活動報告などを掲載し、人権問題の研究に関する知識の共有を図ることである。
 3. (編集)本誌の編集は、本センターが選任した編集委員会が行う。
 4. (投稿資格)本誌に投稿できる者は、次のいずれかの条件を満たすものとする
イ、本センターの研究員(専任、兼任、特任、特別)
ロ、本学の教職員(非常勤含む)および大学院生
ハ、本センターの研究員が推薦したもの
ニ、その他、編集委員会が認めたもの
 5. (発行日および原稿提出の期限)本誌の発行および原稿提出の期限は、編集委員会が定める。
 6. (原稿種別)本誌には、つぎの記事を掲載する。
イ、研究論文(投稿論文、依頼論文)
ロ、研究ノート
ハ、調査報告
ニ、資料紹介、文献紹介
ホ、書評
ヘ、その他(本センターの活動報告、その他編集委員会が認めたもの)
 7. (掲載採否)研究論文、研究ノート、調査報告、資料紹介、文献紹介、書評についての掲載の可否については、編集委員会が判断する。
 8. (多重投稿の禁止)原稿は、未発表のものとし、使用言語は、日本語もしくは英語とする。
 9. (論文査読)投稿論文については、査読を行う。査読委員(2名以上)は、論文ごとに編集委員会を選ぶ。査読結果は、3ヶ月を目処として投稿者に通知する。
 10. (編集校正)編集委員会は、掲載予定の原稿について、執筆者との協議を通じ、内容および表記の変更を求めることがある。
 11. (執筆要領)原稿執筆に際しては、執筆要領を参照すること。
 12. (著作権)本誌に掲載された論文などの著作権は本センターに帰属するものとし、他の出版物などに転載する場合は、事前に本センターの許可を得るものとする。
 13. (発行および電子公開)本誌の発行は電子出版で行い、本センターのウェブサイトまたは大学図書館学術機関リポジトリで公開する。原稿執筆者は、そのことを承諾した上で投稿すること。
- 付則 本改訂は2022年4月1日より施行する。なお、大阪市立大学学術機関リポジトリにおいて電子公開された本誌の記事については、大阪公立大学図書館で新たなリポジトリが稼働する際、特段の事情がない限り、移行を承諾したものとみなす。